

平成30年度ふるさと越後の家づくり事業申込書

平成30年4月5日

地域振興局長 様

建築場所を管轄する
地域振興局長あて

申込者 (施工業者)	所在地	〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1		
	名称	株式会社 美咲工務店		
	代表者名	代表取締役 美咲 光一 印		
	TEL	025-280-5324	担当者名	木材部 新潟 太郎

ふるさと越後の家づくり事業実施要領第6条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。
また、同要領第4条3及び第4条4の基準に適合した住宅を建設することを誓約します。

記

1 建築の概要

1 建築場所	新潟市江南区新栄町1-2-3			
2 工事種別	新築	リフォーム		※いずれかに ○印のこと。
		増築	改築 修繕 模様替	
3 延床面積	120.31	m ²	A	※ 数値は少数第二位まで記載のこと
4 越後杉ブランド 認証材使用量 (予定量)	四捨五入せずに 0.09m ³ /m ² 以上あること	24.51	m ³	
		0.20	m ³ /m ²	(B/A=0.09m ³ /m ² 以上)
5 上棟予定日	平成30年7月1日		納材者	新潟木材株式会社

※ 平成30年6月1日以降に持参・郵送となる申込みは、上棟日の10日前までの申込みが必要となります。
※ 添付書類…チェックリスト(第1号様式の4)に記載の書類を提出してください(チェックリストも提出)

移行期間(経過措置)は
5月末日まで

2 建築主の同意

事業の目的を理解し、補助金の申込み及び取扱いについて申込者と同意の上、建築主が記入

郵便番号・住所	〒 951-2233	(住所) 新潟市中央区出来島1007
氏名	佐藤 太郎、花子 印	
電話番号	025-123-XXXX	

※1 建築主の自署・押印
※2 建築主が複数の場合は、それぞれ記入すること
※3 同意について、建築主に電話で確認する場合があります。
※4 事業に関するアンケートをお願いする場合があります。
※5 上棟後、現地確認を行う場合があります。(建築主の立会は不要です)

3 他事業との併用申請予定の有無

有 無

地域型住宅グリーン化事業

※いずれかに○印をし、有の場合は事業名を記載のこと。

※ 国土交通省が行う地域型グリーン化事業を申請する場合、本事業の加算適用または申請ができませんので、予め、要領第14条の規定を確認ください。

4 予定補助金額

定住促進加算、県産瓦加算、県産畳加算、しっくい・珪藻土塗り加算がある場合は、第1号様式の2に必要事項を記載の上、添付して下さい。

越後杉ブランド認証材	定住促進加算	県産瓦加算	
40万円	10万円	20万円	
	県産畳加算	しっくい・珪藻土塗り加算	予定補助金額
	10万円	19万円	= 99万円

加算希望の場合は
申込時に申告する。

注 越後杉ブランド認証材使用量及び加算の申告に当たって

- ・実績報告の際、申込み時に比べ補助及び加算基準が上回った場合でも、補助金額は増額しません。
- ・増額する場合は、予め変更申込書(第3号様式)を提出し、交付予定者変更決定通知を受ける必要があります。
- ・実績報告の際、申込み時に比べ補助及び加算基準を下回った場合は、補助金額を減額します。

平成30年度より、
変更申込を追加規定

第1号様式の2(第6条関係) **関係書類(申込書の写し、申請に添付した書類、伝票類等)は5年間保存してください。**

希望する場合は必要書類を添付する。

申込者(施工業者)	名称	株式会社 美咲工務店
建築場所	新潟市江南区新栄町1-2-3	
建築主	氏名	佐藤 太郎、花子

5 定住促進加算の有無 有 無 ※いずれかに○印のこと。

若者・UIJ 有の場合は、建築主の住民票(申込み3ヶ月以内の発行)写しを添付のこと。
 農林水産業新規就業者 有の場合は、新規就業者の申告書を添付のこと。

6 県産瓦加算の有無 有 無 ※いずれかに○印のこと。

県産瓦屋根面積(加算額)	100㎡未満(12万円)	100㎡以上166㎡未満(15万円)	166㎡以上(20万円)	※該当する箇所に○印のこと。県産瓦を施工する面積に限る。
--------------	--------------	--------------------	---------------------	------------------------------

※ 屋根施工面積のわかる書類を添付のこと。 **屋根の展開面積が対象**

7 県産畳加算の有無 有 無 ※いずれかに○印のこと。

県産畳施工面積(加算額)	4.5畳当たり(2万円) × 2部屋 =	9畳(4万円)	※該当する部屋数を記載し、施工面積と加算額の合計を計算すること。 上限額は10万円
	6畳当たり(3万円) × 1部屋 =	6畳(3万円)	
	8畳当たり(4万円) × 部屋 =	畳(万円)	
	10畳当たり(5万円) × 1部屋 =	10畳(5万円)	
		施工面積合計 25 畳	
		加算額合計 10 万円	

※ 1畳の大きさは、182cm×91cm(中京間)を標準とする。
 標準より小さいサイズの畳を使用する場合、標準サイズに換算した畳数によること。
 ※ 畳施工面積のわかる書類を添付のこと。

8 しっくい・珪藻土塗り加算の有無 有 無 ※いずれかに○印のこと。

(1) しっくい塗り

しっくい塗り施工面積(加算額)	20㎡以上40㎡未満(5万円)	40㎡以上60㎡未満(11万円)	60㎡以上80㎡未満(14万円)	80㎡以上(19万円)	※該当する箇所に○印のこと。しっくい塗りを施工する面積に限る。
-----------------	-----------------	-------------------------	------------------	-------------	---------------------------------

※ しっくい塗り加算は別紙1「既調査しっくい塗り標準仕様書」により施工する場合に限る。
 ※ しっくい塗り施工後、補助金交付申請書兼実績報告書(要綱第1号様式の2)の提出時に、施工立会い者が発行する「しっくい塗り施工証明書」を添付してください。

「既調査しっくい塗り標準仕様書」に沿った施工をする場合に限る。

(2) 珪藻土塗り

珪藻土塗り施工面積(加算額)	20㎡以上40㎡未満(4万円)	40㎡以上60㎡未満(8万円)	60㎡以上80㎡未満(10万円)	80㎡以上(13万円)	※該当する箇所に○印のこと。珪藻土塗りを施工する面積に限る。
----------------	-----------------	------------------------	------------------	-------------	--------------------------------

※ 珪藻土塗り加算は別紙2「既調査珪藻土塗り標準仕様書」により施工する場合に限る。
 ※ 珪藻土塗り施工後、補助金交付申請書兼実績報告書(要綱第1号様式の2)の提出時に、「珪藻土塗り施工報告書」を添付してください。

※ しっくい塗りと珪藻土塗りを併用する場合の加算額は、(1)(2)各表の額の組み合わせによる。(上限額19万円)
しっくい、珪藻土塗りを併用する場合は、19万円が上限

「既調査珪藻土塗り標準仕様書」に沿った施工をする場合に限る。